

本会議から付託された案件 17 件、陳情 1 件を審査するため、3月8日に厚生委員会を開催しました。

● 議案第 3 号 平成 24 年度総社市一般会計補正予算（第 6 号）について ●

～内容～

事業費の確定及び確定見込みに伴う補正予算について審査した。

～結果～

次のような審査の結果、本委員会の所管に属する部分は、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：住宅用太陽光発電システム設置補助金にはかなりの税金が投入されている。せめて1年間は月に1度程度はデータを回収して追跡調査をすべきではないか。

答：前向きに検討して参りたい。

問：衛生費の設計委託料の減額が多いが、具体的な理由は何か。

答：新総社市一般廃棄物最終処分場の設計等委託料の入札残が出たため。

● 議案第 4 号 平成 24 年度総社市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について ●

～内容～

事業費の確定及び確定見込みに伴う補正予算について審査した。

～結果～

特に質疑、討論もなく、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

● 議案第 5 号 平成 24 年度総社市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について ●

～内容～

事業費の確定及び確定見込みに伴う補正予算について審査した。

～結果～

特に質疑、討論もなく、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

● 議案第 6 号 平成 24 年度総社市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について ●

～内容～

事業費の確定見込みに伴う補正予算について審査した。

～結果～

特に質疑，討論もなく，全員一致で原案を可決すべきであると決定。

● 議案第 17 号 総社市市民提案型事業審議会条例の制定について ●

～内容～

市民提案型事業の制度及び市民活動団体等が自主的に企画立案した事業の審査・評価を行うため，審議会の設置について必要な事項を定めようとする条例の制定について審査した。

～結果～

次のような審査の結果，全員一致で原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

| |
|---|
| 問：今まで，毎年度補助金を交付していた団体についても，市民提案型事業に参加してもらい，最初は補助金を受けていても，収入を得られる方法を考えるなどして自立していくように進めてはどうか。 |
| 答：基本的な活動を越える部分については，精査した上で，市民提案型事業の対象となるよう考えている。 |
| 問：審議会のメンバーがいつも「学識経験者」というのが入っているが，同じような人ばかり出ているように感じる。どのように選考しているのか。 |
| 答：学識経験者は，県立大学の先生とか，その部門ごとの学識のある人を選んでいるので，事業ごとに違ってくるため，重複していない。 |
| 問：提案母体は小学校単位にするのか分館単位にするのか，全く別個のものにするのか。 |
| 答：小学校区とかに関わらず，提案したい団体全てが対象となる。 |
| 問：小・中学生も市民であるが，提案する対象となれるか。 |
| 答：お金が絡むので子どもが代表者にはなれない。お金の管理ができる大人が代表者になってもらいたい。 |

● 議案第 18 号 総社市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について ●

～内容～

地域主権一括法の改正に伴い，市が設置する廃棄物処理施設に置く技術管理者の基準を定めること及び 10 リットルの市指定のごみ袋を導入しようとするに伴う条例の一部改正について審査した。

～結果～

特に質疑，討論もなく，全員一致で原案を可決すべきであると決定。

● 議案第 19 号 総社市子ども・子育て会議条例の制定について ●

～内容～

子ども・子育て支援法の施行に伴い、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進等について調査審議するため、子ども・子育て会議の設置について必要な事項を定めようとする条例の制定について審査した。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：子育てに対する委員会がこれまでもたくさんあるが、これまでにあった子育てに関する委員会との整合性はどうなるのか。

答：「子育て王国そうじゃ」まちづくり協議会があり、学識経験者や公募による委員、各種団体からの委員等、同じようなものがあるが、子ども・子育て会議は、保護者や支援者、当事者、教育委員会も含めており教育、保育も含めて子育て全体のための組織となる。

問：子ども・子育て会議には、障がい児も含むのか。

答：国が基本指針・基準を検討する「子ども・子育て会議」が設置され、それに基づく市町村版の「子ども・子育て会議」であり、障がい児の保護者も対象になる。地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するという目的がある。

問：会議が行われる時間帯は平日なのか。役員を決めるとき、働いていることを理由に役員にならない人、働いているけど出席したい人の両方のパターンがある。平日に会議が行われると、働いている親は休んで出席することになる。様々な人が役員になって会議に出席できるよう会議の開催時間や進め方を考えて欲しい。

答：開催日は原則平日を考えているが、工夫していきたい。

● 議案第 20 号 総社市予防接種健康被害調査委員会条例の制定について ●

～内容～

予防接種法に基づき実施した予防接種に起因すると考えられる健康被害について調査審議するため、予防接種健康被害調査委員会の設置について必要な事項を定めようとする条例の制定について審査した。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：いままでにどのような事例があるのか。

答：種痘ワクチン接種で療育手帳のAを受けられた方、日本脳炎ワクチン接種で身体障がい者2級と療育手帳のBを受けられた方、BCGワクチン接種で右上腕骨髄炎になられた方の3件がある。

問：委員は、具体的にはどのようなことを調査審議するのか。

答：予防接種後に症状が出た場合には医者へ行く。そこで「予防接種が原因ではないか。」と判断された場合市へ連絡があり、川崎医科大学附属病院や岡山県予防接種センター等の専門の医師に相談し経過や診断状況を見ながら、委員会で医師の立場での意見書を付けて県や国へ進達する。

問：医師だけ報酬が高いように見受けられるが、どのように決めているのか。

答：医学的、専門的な内容の議論になり、医師でなければ勤められない職務であるため、乳幼児健診の医師 17,400 円の報酬を基準にしている。

問：予防接種が原因で被害があった場合の補償はどうなるのか。

答：医療費等は国が 1/2 県が 1/4 市が 1/4 を負担し、治らなければ一生涯補償が続く。

● 議案第 21 号 総社市医療費適正化推進委員会設置条例の制定について ●

～内容～

予保健・医療・福祉・介護・教育等の連携により、市民の健康づくりと生活の質の維持向上を図り、年々増加する医療費の適正化に取り組むため、必要な事項を定めようとする条例の制定について審査した。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：条例の設置のきっかけは小児医療だと思う。年度ごとの小児医療費の合計金額しか公表されていない。増えているように見えるが、子どもの人数が公表されておらず、正しい情報として伝わらないのではないかと。医療費が増大している根本的な原因を論議すべきではないか。

また、生の声が反映できるよう委員会の構成メンバーに重きを置いていただきたい。

答：情報の出し方は不十分であるので原因・問題を理解してもらえようしたい。委員構成は推進本部の本部委員を中心に、医師会、薬剤師会の先生方にも入っていただくよう考えている。

問：受診を抑制すると重篤化し、かえって医療費がかさむこともある。無駄は廃止しなければならないが、何を持って「適正」なのか。何のための政策であったのか、市長の理念が問われている。今では総社は他市に遅れている。総合病院がないことも医療費のかさ上げに繋がっているのではないかと。

答：小児だけでなく高齢者も含めて議論したい。最終目標は医療費の適正化であるが、健康づくりをどうするか、介護予防をどうするかということ専門知識を持った皆さんと一緒に考えていきたい。医療費の削減のみを考えているのではない。

● 議案第 22 号 総社市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について ●

～内容～

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等が流行した際、情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、新型インフルエンザ等対策本部の設置について、必要な事項を定めようとする条例の制定について審査した。

～結果～

特に質疑、討論もなく、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

● 議案第 23 号 総社市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する条例の制定について ●

● 議案第 24 号 総社市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について ●

● 議案第 25 号 総社市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について ●

～内容～

地域主権一括法の改正に伴い、介護保険法に定められていた介護サービスに係る基準について必要な事項を定めようとする条例の制定について審査した。

～結果～

特に質疑、討論もなく、いずれも全員一致で原案を可決すべきであると決定。

● 議案第 26 号 総社市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例等の一部改正について ●

～内容～

障害者自立支援法の一部改正及び国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行に伴い、関係条文の整備を行おうとする

～結果～

特に質疑、討論もなく、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

● 議案第 39 号 平成 25 年度総社市国民健康保険特別会計予算 ●

～内容～

平成 25 年度総社市国民健康保険特別会計予算について審査した。

～結果～

次のような審査の結果，全員一致で原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：電算処理委託料について，電算システムの変更により過去のデータが出てこない
と聞いたが状況はどうか。

答：平成 23 年 9 月から国保連合会の電算システムが変更され，疾病分類の仕方が変わった
ので 23 年 8 月以前の診療と比較ができなくなった。必要な資料を作っていくように努力
したい。

問：ヘルスアップ事業の具体的内容は何か。主体は健康づくり課なのか。

答：主に生活習慣の改善であり，希望者に食事の指導，運動の指導を継続的に行う。健康づく
り課が担当する。

問：国保会計金額が膨らんでおり総社市の中でも重要な部分だと思う。今の健康づく
り課の人数で十分対応できるのか。

答：十分とはいえないが，部内や国保部門の協力を得ながら現有人数で頑張っていく。

問：収納率の予測はどの程度を見込んでいるのか。

答：目標は 91%を見込んでいるが，予算編成上は 90.5%を見込んでいる。

問：未納者に対する施策は新しいことを考えているか。

答：具体的には税務課が担当するが，未納者へのお知らせ回数を増やしたり，初期の方への
電話での連絡に力を入れている。通知を送るときに同封する新しいパンフレットも作った。

● 議案第 40 号 平成 25 年度総社市後期高齢者医療特別会計予算 ●

～内容～

平成 25 年度総社市後期高齢者医療特別会計予算について審査した。

～結果～

特に質疑，討論もなく，全員一致で原案を可決すべきであると決定。

● 議案第 41 号 平成 25 年度総社市介護保険特別会計予算 ●

～内容～

平成 24 年度総社市介護保険特別会計予算について審査した。

～結果～

次のような審査の結果，全員一致で原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：要介護認定の患者数と内訳はどうなっているか。また、昨年1月末と比較してどうか。

答：平成25年1月末の時点で65歳以上の第1号被保険者が3,093名であり、内訳は、要支援1が568人 要支援2が680人 要介護1が405人 要介護2が433人 要介護3が308人 要介護4が415人 要介護5が284人となっている。平成23年度末では2,898人であり、内訳は、要支援1が530人 要支援2が585人 要介護1が386人 要介護2が410人 要介護3が329人 要介護4が388人 要介護5が270人となっている

問：包括支援センターを委託して1年経つが、地域によって差はないか。

答：レベルの高い平準化を保つために、センター職員の研修会を毎月行っている。また、保健師・社会福祉士・主任ケアマネージャーの研修会も行っている。

問：24時間対応はできているのか。

答：できている。

問：自宅で介護している人が困ったときセンターに電話したらすぐに対応できるようになっているのか。

答：相談がしにくくなったという意見もあるが、相談し易くなったという意見もある。支障になったことはないと認識している。

問：スムーズに委託が進んでいるようだが、自宅で介護している人に対するケアが不十分ではないか。

答：映画会等を開催し、家族の方に集まっていただき、話ができる機会を作っている。また、小地域ケア会議の中で、見守りや研修会の情報提供している。

■ 陳情第2号 年金2.5%の削減中止を求める意見書提出を求める陳情 ■

～請願内容～

現在支給されている年金額は、平成11年から13年までの間に物価が下落したにも関わらず、年金額を特例的に据え置いた影響で、法律が本来想定している水準よりも2.5%高い水準で支払われていた。平成24年11月16日に年金の特例水準を改定する法律が成立し、平成25年10月から3年間かけて段階的に解消することになったため、これの中止をもとめる意見書の提出を求める。

～結果～

「物価スライド制は以前から決められていたことであり、今までできていなかったものを元に戻すという意味もあり、陳情の趣旨は受け入れられない。」

「切実な生活を反映した声が出ている。願いに沿って負託に応えるべきだ。」

などの意見がありましたが、起立により採決を行ったところ、起立少数で不採択とすべきであると決定いたしました。

～討論～

賛成

陳情には同意すべきである。